

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和四年五月二十日

埼玉県川越建築安全センター所長 大 島 勝

一 許可番号

令和四年三月二十三日

指令川建セ第〇二〇一七一号

二 検査済証番号

令和四年五月十三日

川建セ第〇四〇〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字亀蕪面七百十五番二の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市大字小山十三番地一

岡村 澄子